平成30年度における東北地区の下請法の運用状況等について

令和元年6月20日 公正取引委員会事務総局 東 北 事 務 所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実について の情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を 対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、東北事務所管内(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県)に 所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,600名(製造委託等^(注1)2,410名、役務委託等(注2)1,190名)及び当該親事業者と取引のある下請事業者12,200名(製造委託等9,226名、役務委託等2,974名)を対象に実施した(第1表参照)。

- (注1)製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。
- (注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

	区分	親事業者認	1 (名)	下請事業者調査(名)			
年.	度	全 国	東北	全 国	東北		
3	平成 30 年度	60, 000	3, 600	300, 000	12, 200		
	製造委託等	39, 175	2, 410	211, 741	9, 226		
	役務委託等	20, 825	1, 190	88, 259	2, 974		
3	平成 29 年度	60, 000	3, 600	300, 000	12, 200		
	製造委託等	38, 680	2, 405	208, 513	9, 485		
	役務委託等	21, 320	1, 195	91, 487	2, 715		
3	平成 28 年度	39, 150	2, 370	214, 500	8, 800		
	製造委託等	25, 696	1, 664	151, 912	7, 124		
	役務委託等	13, 454	706	62, 588	1, 676		

第1表 書面調査の実施状況

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況 (第2表参照)

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は382件(製造委託等257件,役務委託等125件)であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが379件(製造委託等254件,役務委託等125件)、下請事業者等からの申告によるものが3件(製造委託等3件)である。

イ処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は389件(製造委託等264件,役務委託等125件)であり、このうち365件(製造委託等245件,役務委託等120件)については違反行為の改善を求める指導(違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。)の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

		立仁	+1 + -1	- 14 *F ()	È 2)	処理件数						
Б	区分		規 宿 于	· 件数 ^{(注}			措置					
年度		書面調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計	不問	計		
亚宁尔东南	全国	7, 757	141	0	7, 898	7	7, 710	7, 717	382	8, 099		
平成 30 年度	東北	379	3	0	382	0	365	365	24	389		
生いみ・エー・イント	全国	5, 276	84	0	5, 360	7	5, 250	5, 257	256	5, 513		
製造委託等	東北	254	3	0	257	0	245	245	19	264		
40.75 1 55	全国	2, 481	57	0	2, 538	0	2, 460	2, 460	126	2, 586		
投務委託等	東北	125	0	0	125	0	120	120	5	125		
亚世 20 左连	全国	7, 173	97	1	7, 271	9	6, 752	6, 761	307	7, 068		
平成 29 年度	東北	348	3	0	351	0	335	335	10	345		
制件表式体	全国	5, 033	61	1	5, 095	9	4, 718	4, 727	205	4, 932		
製造委託等	東北	252	2	0	254	0	239	239	8	247		
尔 双禾式生	全国	2, 140	36	0	2, 176	0	2, 034	2, 034	102	2, 136		
投務委託等	東北	96	1	0	97	0	96	96	2	98		
亚世 20 左连	全国	6, 477	112	0	6, 589	11	6, 302	6, 313	290	6, 603		
平成 28 年度	東北	317	4	0	321	0	322	322	5	327		
製造委託等	全国	4, 554	82	0	4, 636	9	4, 447	4, 456	193	4, 649		
	東北	217	3	0	220	0	220	220	4	224		
小双禾式 生	全国	1, 923	30	0	1, 953	2	1, 855	1, 857	97	1, 954		
後務委託等 	東北	100	1	0	101	0	102	102	1	103		

⁽注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況(第3表参照)

- ア 指導を行った件数を下請法違反行為類型別にみると、合計で 610 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 417 件、役務委託等に係るものが 193 件となっている。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反(下請法第3条又は第5条違反)は352

⁽注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

件(類型別件数の合計の 57.7%) となっており、このうち、製造委託等に係るものが 241 件、役務委託等に係るものが 111 件となっている。

- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は258件(類型別件数の合計の42.3%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が143件(実体規定違反に係る類型別件数の合計の55.4%)、②買いたたきが66件(同25.6%)、③下請代金の減額が18件(同7.0%)等となっている。
 - (ア) 製造委託等に係る実体規定違反は 176 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 87 件(製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 49.4%)、②買いたたきが 47 件(同 26.7%)、③下請代金の減額が 14 件(同 8.0%)等となっている。
 - (4) 役務委託等に係る実体規定違反は82件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が56件(役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の68.3%)、②買いたたきが19件(同23.2%)、③下請代金の減額が4件(同4.9%)等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位:件]

区	分	手紙	売規定	韋反		実体規定違反									. !!]		
年 度		書面交付義務	書類保 存義務	小計	頸 擠	劫 運	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割困 難形	利益提供要請	やり 直し等	報復 措置	小計	合計
_ 1 00 6	全国	5, 964	778	6, 742	46	3, 371	834	19	1, 487	90	113	374	348	132	5	6, 819	13, 561
平成 30 年度 	東北	302	50	352	0	143	18	1	66	0	3	9	13	5	0	258	610
生い生 ズ - イケケ	全国	4, 183	520	4, 703	36	2, 051	642	14	1, 195	61	110	356	291	96	3	4, 855	9, 558
製造委託等	東北	207	34	241	0	87	14	1	47	0	3	9	11	4	0	176	417
役務委託等	全国	1, 781	258	2, 039	10	1, 320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1, 964	4, 003
1文/分安記寸	東北	95	16	111	0	56	4	0	19	0	0	0	2	1	0	82	193
亚世 20 左曲	全国	5, 322	649	5, 971	23	3, 129	611	20	1, 179	94	92	324	261	45	0	5, 778	11, 749
平成 29 年度	東北	272	40	312	0	136	24	0	46	1	4	6	7	1	0	225	537
\$\\\\\\ \ 	全国	3, 826	448	4, 274	19	1, 988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4, 122	8, 396
製造委託等	東北	194	25	219	0	82	16	0	37	0	3	5	4	1	0	148	367
须 攻 未 ∹′华	全国	1, 496	201	1, 697	4	1, 141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1, 656	3, 353
役務委託等	東北	78	15	93	0	54	8	0	9	1	1	1	3	0	0	77	170
平成 28 年度	ع全	4, 806	629	5, 435	34	3, 375	489	15	1, 143	78	59	365	208	49	0	5, 815	11, 250
十八 20 十尺	東北	244	30	274	2	156	20	1	49	6	1	15	5	0	0	255	529
製造委託等	全国	3, 555	457	4, 012	30	2, 184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4, 175	8, 187
发担安门守	東北	171	19	190	2	93	15	1	35	0	1	15	5	0	0	167	357
	全国	1, 251	172	1, 423	4	1, 191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1, 640	3, 063
役務委託等	東北	73	11	84	0	63	5	0	14	6	0	0	0	0	0	88	172

⁽注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件 数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成30年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者11名(注)から、

⁽注2) 書面交付義務の違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

下請事業者 259 名 ^(注) に対し、下請代金の減額分の返還等、総額約 418 万円相当の原状回復が行われた。

- (注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。
- ア 下請代金の減額事件においては、親事業者6名から、下請事業者158名に対し、95万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)		
平成 30 年度	全国	120 名	4, 593 名	1億8367万円		
十成 30 千度	東北	6名	158 名	95 万円		
平成 29 年度	全国	140 名	7, 659 名	16 億 7800 万円		
平成 29 平及	東北	2名	8名	3万円		
平成 28 年度	全国	131 名	4,060名	18 億 4452 万円		
十八 20 千尺	東北	3名	132 名	835 万円		

- (注)原状回復額は1万円未満を切り捨てている。
- イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者4名から、下請事業者96名に対し、300 万円の遅延利息が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) (注)		
亚岸 20 左座	全国	165 名	4, 901 名	4億2288万円		
平成 30 年度 	東北	4名	96 名	300 万円		
亚岸 20 左座	全国	138 名	3, 015 名	1億9675万円		
平成 29 年度	東北	1名	2名	6, 509 円		
亚岸 20 左座	全国	144 名	2, 076 名	6958 万円		
平成 28 年度	東北	6名	40 名	253 万円		

- (注)原状回復額は、平成29年度の「東北」分を除き、1万円未満を切り捨てている。
- ウ 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者5名に対し、21万円相当が返還された(第6表参照)。

第6表 返品事件における不利益分の返還状況

年度	項目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注1)
亚古 20 左座	全国	7名	59 名	1911 万円
平成30年度	東北	1名	5名	21 万円
亚古 20 左连	全国	11 名	107 名	360 万円
平成 29 年度	東北	_	_	_
亚世 20 左曲	全国	2名	17名	3億3957万円
平成 28 年度	東北	_	_	_

- (注1) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。
- (注2)該当がない場合を「一」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制 (以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施して いる。

平成30年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、 下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実 施している。

平成30年度においては、東北事務所では6回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と 定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するな ど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成30年度においては、東北事務所では東北経済産業局と共同して、当該講習会を6県6会場(うち公正取引委員会主催分3県3会場)で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。 平成30年度においては、東北事務所では207件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。 平成30年度においては、東北事務所では4か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成30年度における東北事務所管内の下請取引等改善協力委員(定員)は17名である。

平成30年度においては、5月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成30年度においては、東北事務所では事業者団体等へ2回講師を派遣した。

平成30年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)

- ① 運送業務を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から 60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月末 日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② 番組制作を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 自動車の修理を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 医療機器の修理を下請事業者に委託しているD社は、自社の事務処理が遅れたことを理由 に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ⑤ 測量及び作図を下請事業者に委託しているE社は、取引先からの支払が遅れたことを理由 に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額(第4条第1項第3号)

○ コイン精米機の修理及びメンテナンスを下請事業者に委託しているF社は,下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが,自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 返品(第4条第1項第4号)

〇 ダイカスト製品の製造を下請事業者に委託しているG社は、受入検査を行い合格した製品について、組立て工程時に発見された瑕疵を理由に、下請事業者の給付を受領してから 6か月を超えた後に返品していた。

4 買いたたき (第4条第1項第5号)

- ① ウェア類への刺繍及びマーク加工を下請事業者に委託しているH社は、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。
- ② 金属部品の加工を下請事業者に委託している I 社は、当該部品の量産が終了し、補給品 として僅かに発注するだけになったにもかかわらず、単価を見直さなかった。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)

○ 生洋菓子の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、有償で当該菓子の原材料を支給しているが、原材料の未使用分について、僅かであることを理由に、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

6 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)

〇 ダイカスト鋳造を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に対し、手形期間が120日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える手形(125日)を交付していた。